

非違事例勉強会

～的確な保税業務の遂行を目指して～

平成28事務年度
監視部保税地域監督官

説明内容

- ◆ はじめに
- ◆ 自主管理とは(社内管理規定を含む)
- ◆ 貨物管理者(倉主)について
- ◆ 保税業務とは
- ◆ 内部監査について
- ◆ 保税蔵置場の許可
- ◆ 処分について(処分基準・非違と事故)
- ◆ 非違の発生割合・態様(事故内容を含む)
- ◆ 処分の流れ(基本通達・非違点数の算出方法)
- ◆ 具体的な非違点数の算出例
- ◆ 検討事例(検討内容を含む)
- ◆ おわりに(基本動作)

はじめに

▼ **保税**という言葉については、関税法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**関税の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。

しかしながら、輸入貨物が再輸入免税適用貨物である場合のように、必ずしも関税や内国消費税が課される訳ではなく、徴収すべき税が存在しない輸入貨物が多いのも事実です。

▼ **保税**の意義については

輸入貨物について

・ 本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の

輸出貨物について

・ 輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の

これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保税制度**」と総称していると言われています。

▼ 以前から、「**保税は関税法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関税法の原点**」という意味合いがやや薄れてきたことは否めません。

しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保税制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

関税法

保税制度

関税法の改正や規制緩和が如何に進んでも、「**基本は保税**」です。

1 自主管理とは

【自主管理の基本的な考え方】

- 税関は
倉主の皆様が、
 - ・ 関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、
 - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的、かつ的確に行われることを期待しています。
- 倉主の皆様は
自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理することになります。

税関と倉主との
信頼・協力関係
が大事

つまり、自主管理において、

- ◆ 倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、
 - ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。
- ◆ 税関は、事後又は臨時的において、
 - ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
 - ・ 倉主が自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認します。

2 自主管理と社内管理規定(CP)

- 自主管理制度において、
貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。



◆ CP (Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

■ CPの目的(基本通達34の2-9)

- ・ 保税地域の企業内における 適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する 税関手続きの適正な履行を確保
する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備することになっています。

3 貨物管理者(倉主)とは

■貨物管理者(倉主)とは、

- ・ 性善説に基づき、
 - ・ 自らの名において 貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、
 - ・ 関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
 - ・ 自己の責任により適正な貨物管理(搬出入時の対査確認、蔵置管理)を行い
 - ・ 保税台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳する者
- とすることができます。



① 許可保税地域(蔵置場、工場、展示場及び総合保税地域)

⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者(倉主)

② 指定保税地域

⇒ 貨物を管理する者(法第41条の2) ⇒ 貨物管理者(倉主)

4 貨物管理者(倉主)について

- 関税法は、倉主に関して、記帳義務（法第34条の2）、業務遂行能力等の許可要件（法第43条）、収容能力の増減等（法第44条）、亡失貨物に係る関税納付義務（法第45条）及び処分（法第48条）等を定めており、貨物の搬出入時の立会い及び在庫管理を義務とした明文の規定を置いていません。

これは、「貨物の搬出入及び在庫状況の事実が化体しているのが「保税台帳」であり、倉主に記帳義務を課すことで貨物の状況が明らか」となり、関税法の予定する適正な貨物管理を確保しうるとの考え方によるものです。



それで、「記帳義務違反が多い」ということになるんですね。

5 保税業務とは

- ▼ 保税業務を定義するとすれば、倉主が **CPに基づいた適正な貨物管理** を行うとともに、例えば、収容能力が増加する場合における届の提出など、関税法が求める必要な税関（保税）手続きを的確に行うことと言えると思います。
- ▼ したがって、上記の貨物管理や手続きが不適切だった場合において、その行為が **関税法の規定に違反している場合、つまり、法令違反であると認められる場合** には、法第48条第1項による処分（搬入停止、許可の取消し）が行われることとなります。

6 内部監査について ①

■内部監査の目的

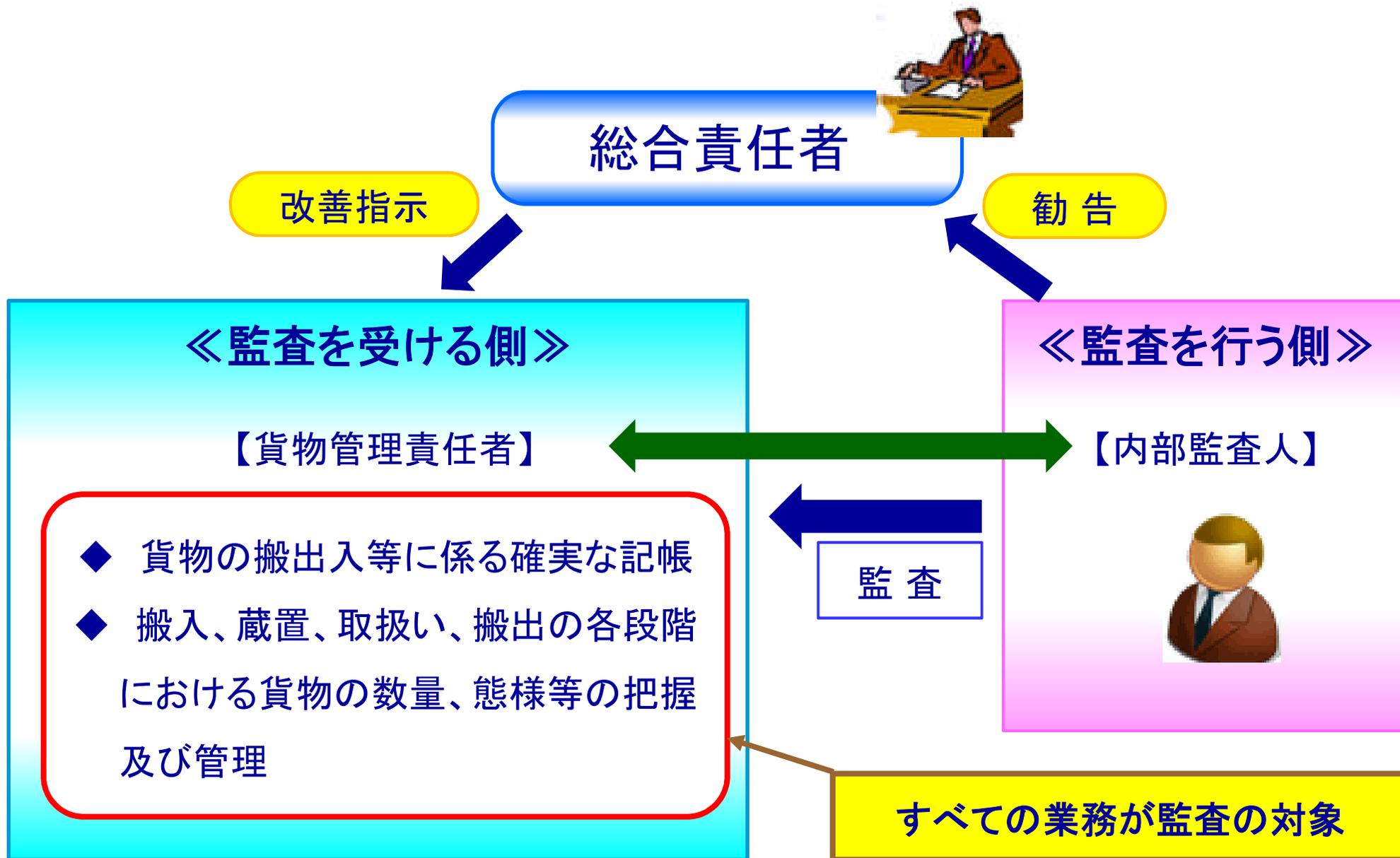
◆基本通達34の2-9(社内管理規定の整備)

(7) 評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



7 内部監査について ②



8 保税蔵置場の許可 ①

【保税蔵置場の許可要件(関税法第43条)】

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ① 前条第1項の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が保税地域の許可を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経過していない場合
- ② 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない場合
- ③ 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
- ④ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2第1項(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合

9 保税蔵置場の許可 ②

【保税蔵置場の許可要件（関税法第43条）】

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ⑤ 申請者が暴力団員等である場合
- ⑥ 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ⑦ 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合
- ⑧ 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合
- ⑨ 前条第1項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- ⑩ 前条第1項の許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

10 保税蔵置場の処分

法第48条)

税関長は、次の各号の **いずれかに該当する場合** においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

通称、ヨンパチ処分と称しています！



① 被許可者、役員及びその他の従業者等が 保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)

11 保税蔵置場の処分基準(基本通達48-1)

▼ 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行う場合は、関税法基本通達48-1(保税蔵置場に対する処分の基準等)に沿って行うことになる。

① 法48条第1項第1号に基づく処分

処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

② 法48条第1項第2号に基づく処分

イ 法第43条第2号又は第6号(同条第2号に該当する者に係るものに限る。)に該当することとなった場合

処分対象 ⇒ 被許可者が許可を受けている全ての許可保税地域

ロ 法第43条第3号から第10号までのいずれかに該当することとなった場合(上記イに該当する場合を除く)

(イ) 9号又は10号に該当 処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

(ロ) (イ)以外の号に該当 処分対象 ⇒ 全ての許可保税地域

12 指定保税地域の場合

【指定保税地域の場合】

従来、指定保税地域は、地方公共団体等が埠頭、施設等を所有し、適正に管理・運営されるという前提のもとで、貨物管理者に対する規制を最小限のものとするため、処分規定を設けていなかった。

しかし、国際テロの未然防止、社会悪物品の水際阻止等の観点から、他の保税地域と同様に、関税法の規定に違反するようなことがあった場合は的確に処分することとしたものである。(⇒貨物管理の実態も蔵置場と同様な態様であったことも理由)

具体的には、平成17年度関税改正により、新たに法41条の2を設け、

「指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入を停止させる」

ことを可能とした。

◆ 指定保税地域は財務大臣の指定となっているため、許可がない。
⇒ 許可要件がないため、**法48条第2号処分はない!!**

【注意事項】

指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

「CY、市営上屋等の指定保税地域のすべてが対象」
となりますので注意願います!!

13 非違と事故

保税部門においては、「非違」と「事故」を分けて取扱っています。

- 「非違」とは、保税業務に関して、例えば、記帳義務に違反した行為など、「関税法の規定に違反した行為」のことを指すこととしています。
- 「事故」とは、内貨の誤搬出など貨物管理が不適切だった場合、又は災害や保税運送中の亡失があった場合などを指すこととしています。
- ただし、「非違」と「事故」の内容が同じような場合においても、発生時の状況や原因等を調査した結果、「非違」又は「事故」のいずれかに該当することになりますが、「事故」となった場合においても、誤搬出事案が頻発するような許可保税地域については、「業務遂行能力がない」として、法第48条第1項第2号による処分が行われる可能性がありますので留意願います。

14 非違の発生割合・態様(H27事務年度)

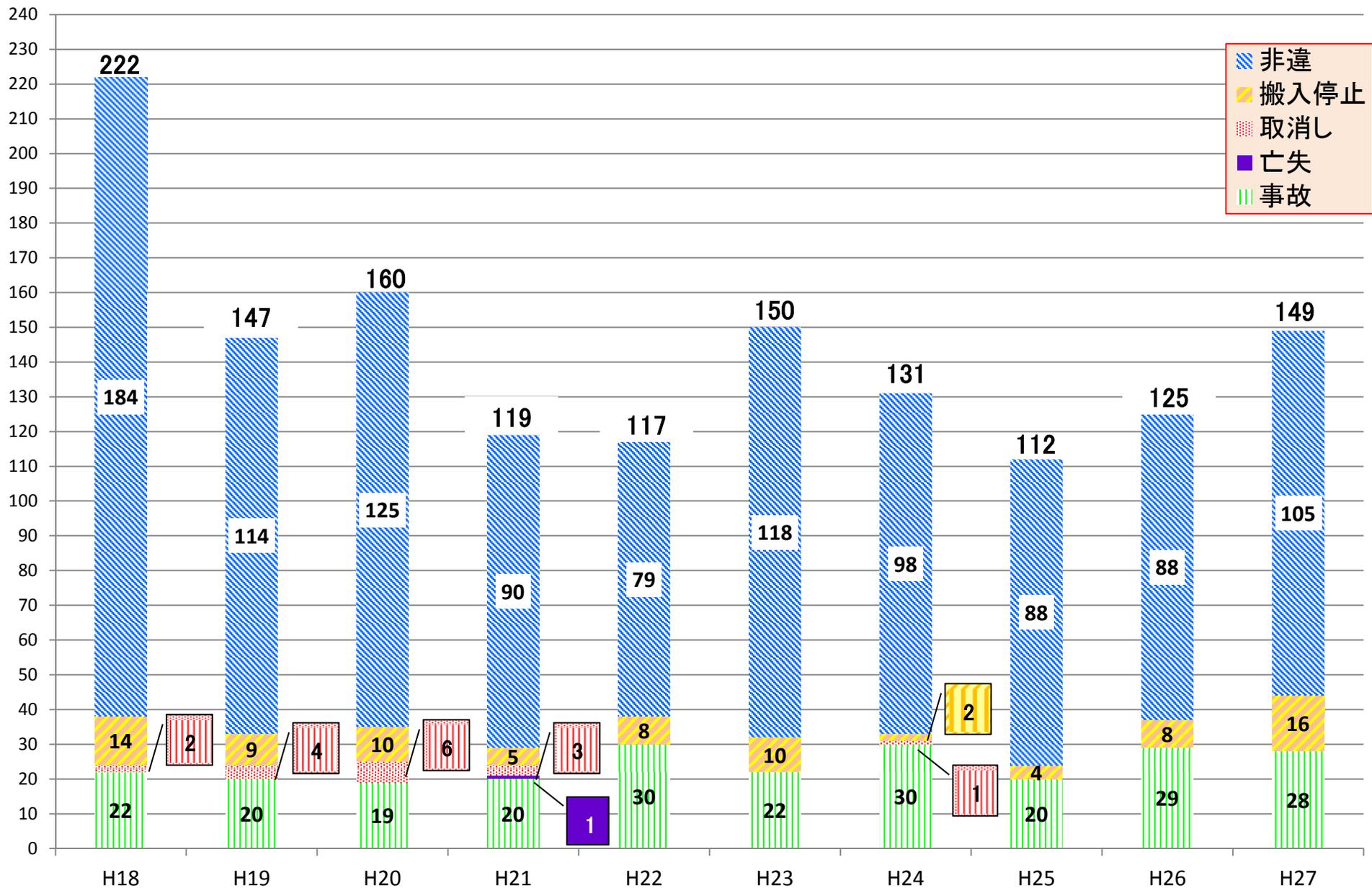
NO	非違の態様	割合(%)	非違の内容
1	記帳義務違反	82.8	<ul style="list-style-type: none"> ● NACCS管理資料を保税台帳としている倉主が、当該管理資料の取得の失念及び、NACCS業務の的確な登録を失念し、管理資料に反映されなかったもの。 ● また、マニュアル管理の貨物について、マニュアル台帳の記帳を怠ったもの。 ● 外国貨物を内国貨物と誤認し、全量又はその一部を保税地域から搬出し、海外に送り出した結果、搬出記帳がなかったもの。 ● 外国貨物を輸入許可済貨物と誤認し、国内に搬出し、記帳を怠ったもの。
2	両罰規定該当(虚偽輸入申告)	5.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 通関業者A社が他法令の承認書を偽造し、輸入申告の上、許可を受けた事案について、A社が通告処分を受け、履行したことから、A社が許可を受けている保税地域が搬入停止となったもの。
3	容能力の増減等の届出義務違反(工事届を含む)	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ● 倉主が、保税蔵置場の敷地の一部を他の事業者へ貸し付けたにも係らず、「減坪届」の提出を失念したもの。 ● 保税工場等において、施設の撤去及び機器等の設置に伴い、工事部門と保税業務部門との連絡が不十分であったこと。また、保税業務担当者の認識不足により、「工事届」を失念したもの。
4	保税地域外蔵置	2.5	<ul style="list-style-type: none"> ● 保税部門職員が、巡回、在庫確認、保税業務検査を実施したところ、外国貨物を担当者の怠惰により、保税地域以外に蔵置していたことを発見したもの。
5	蔵置期間未承認延長	1.6	<ul style="list-style-type: none"> ● 蔵置期間の2年を超えていたことに気付かず、蔵置期間の延長申請を怠っていたもの。
6	未承認申請違反(減却承認、移入承認)	1.6	<ul style="list-style-type: none"> ● 減却承認又は移入承認を受けずに外国貨物を減却処理及び保税作業の原料として使用していたもの。
7	未承認保税運送	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国貨物(輸出許可済貨物)を保税運送承認を得ずに運送し、国外に搬出したもの。
8	無許可貨物の取扱い	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国貨物(冷蔵貨物)について、荷主及び通関業者との連絡が不十分であったことから、取扱許可を受けることなく、貨物を加工したもの。

15 非違と事故の割合 / 事故の内容(H27事務年度)

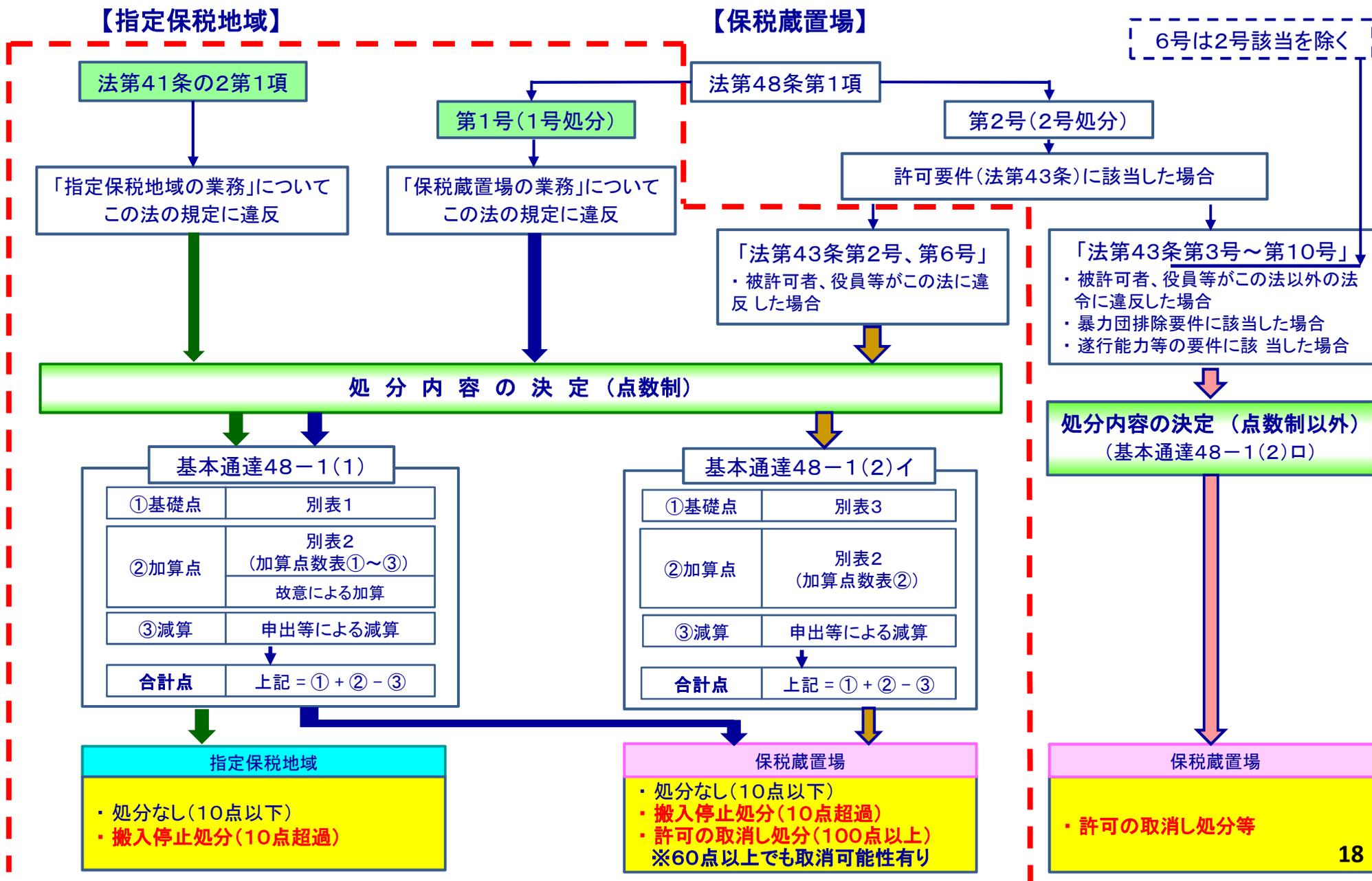
非違と事故の割合(%)	
非 違	81.9
事 故	18.1

NO	事故の態様	割合(%)	事故の内容
1	誤搬出	96.3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出しようとする貨物とはなっていない内国貨物を輸出許可済貨物と誤認し、全量又はその一部を保税地域から搬出し、海外に送り出した結果、搬出記帳がなかったもの。 ○ 輸出許可済貨物をバンニングする際に、誤って内国貨物も同じコンテナにバンニングし、海外に送り出したもの。 ○ 輸出許可済貨物をバンニングする際に、現場作業員等の確認不足により、貨物の一部をコンテナにバンニングすることなく、蔵置場内に積み残されたもの。
2	亡失(天災)	3.7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水面蔵置場において、台風による暴風、高波、高潮により、蔵置場と港内とを仕切る壁の大半が決壊し、蔵置されていた南洋材945本が港内外に流出し467本を回収したが、残り478本については港外に流出したため、現在も搜索を継続中である。

16 非違及び事故の推移表(H18~H27事務年度)



17 処分の流れ



18 基本通達48-1(別表1-①)

非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
<p>1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p> <p>① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を置くこと(法第30条第1項)。</p> <p>② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと(法第32条)。</p> <p>③ 保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと(法第37条第1項、法第40条第1項(法第49条において準用する場合を含む。))等</p> <p>④ 承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと(法第43条の2及び第43条の3第1項(法第61条の4及び第62条の15において準用する場合を含む。))等</p> <p>⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと(法第40条第2項(法第49条において準用する場合を含む。))。</p>	3	<p>⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること(法第41条の2第1項、法第48条第1項(法第62条又は法第62条の7において準用する場合を含む。))等</p> <p>⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと(法第61条第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること(法第62条の3第1項)。</p> <p>⑨ 保税展示場において、販売貨物等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること(法第62条の4第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること(法第62条の5(法第62条の15において準用する場合を含む。))</p> <p>⑪ 承認を受けることなく、外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を運送すること(法第63条第1項、法第64条第1項)。</p> <p>⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	3

19 基本通達48-1(別表1-②)

非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。		⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること(法第58条ただし書きに規程する場合を除く。)(法第58条)	
① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること(法第34条)。		⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること(法第61条の2第2項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。	
② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事(法第34条の2、法第61条の3、法第62条の7において準用する場合を含む。))。	2	⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること(法第62条の11)。	
③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第44条第1項(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む))		⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること(法第63条第3項、第5項及び第6項)。	2
④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること(法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61の4、第62条の7、第62条の15において準用する場合を含む。))。		⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること(法第64条第3項、法第66条第2項)。	
⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること(法第46条(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。))		⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	

【適用】 ① 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあったものとして算出する。

② 上記①の場合、非違件数が10件を超えるときは、その超える件数10件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。

【留意】 表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第4章及び第5章から例示的に掲げたものであり、これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。

20 基本通達48-1(別表2)

加算点数表①

【適用】

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

加算点数表②

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日(以下「通知日」という。)以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間末日まで	別表1により算出した点数の2倍に相当する数に10を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで(Aの期間を除く。)	別表1により算出した点数の1.5倍に相当する数に10を加えた点数
C 通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで	別表1により算出した点数の1倍に相当する数に10を加えた点数
D 通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで	別表1により算出した点数の0.5倍に相当する数に10を加えた点数

加算点数表③

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日(以下「最後の日」という)から1年を経過する日まで	10
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで	7
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から3年を経過する日まで	5

21 基本通達48-1(別表3)

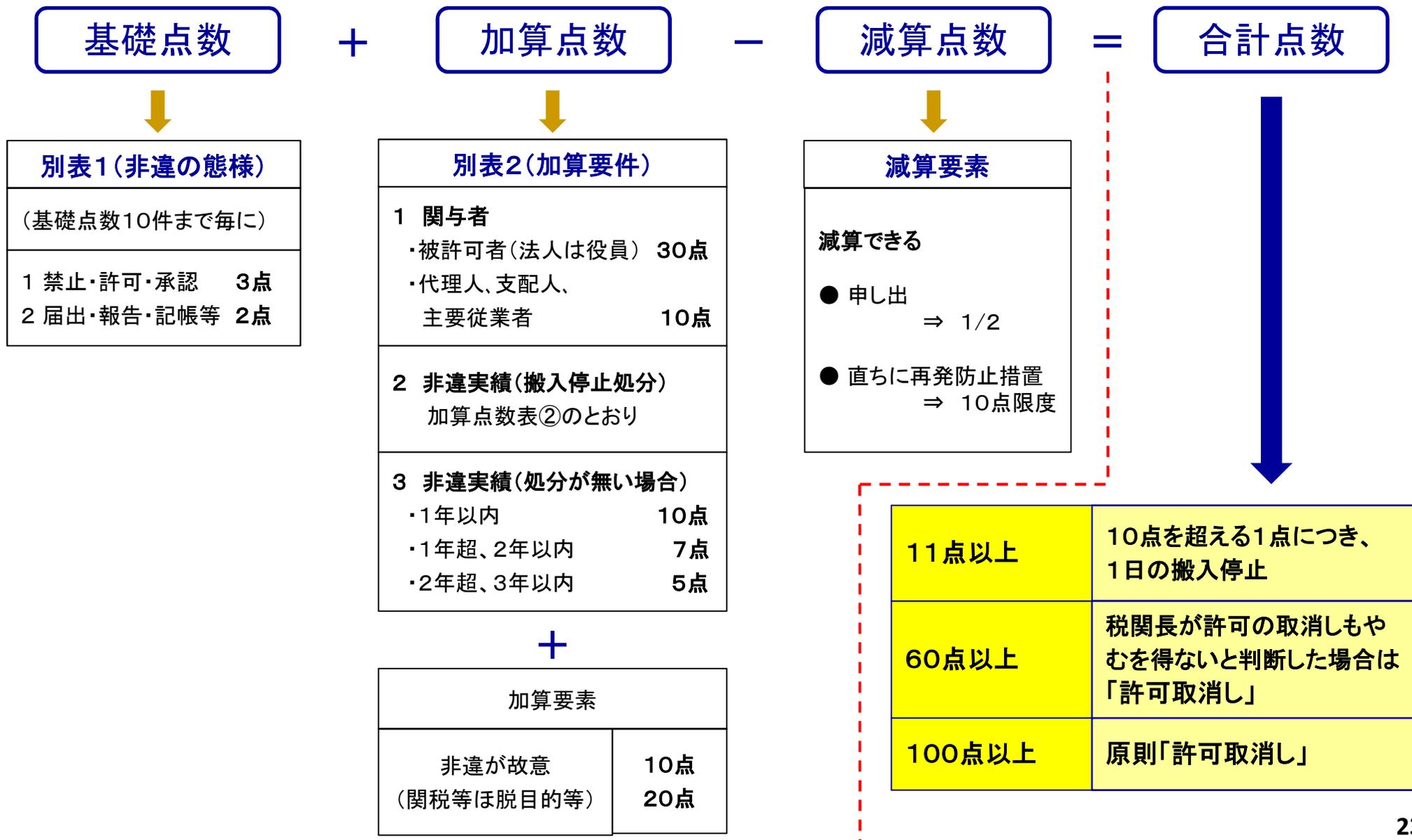
【適用】

一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当しているときは、最も点数の高い罰条の非違のみがあつたものとして算出する。

罰 条	加算点数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となつた罰条の点数	

22 非違点数の算出方法(1号処分)

◆法第48条第1項第1号に該当する場合



23 非違点数の算出方法(2号処分)

◆法第43条第2号、第6号(第2号該当者に係るものに限る)に該当する場合

違反点数 + 加算点数 - 減算点数 = 合計点数

別表3	違反点数	
関税法罰条	被許可者	役員等
法第108条の4 法第109条 法第109条の2 (1項~4項)	120点	70点
法第110条 法第111条 (1項~3項) 法第112条1項	110点	60点
法第109条の2 (5項)	90点	50点
法第111条4項 法第112条3項 法第113条	64点	40点
法第112条の2 法第113条の2	36点	28点
法第114条 法第114条の2	16点	8点
法第115条 法第115条の2 法第115条の3	12点	
法第116条 法第117条	処罰の根拠となった 罰条の点数	

別表2(加算要件)	
加算点数表②を準用(過去3年)	
通知日以降	別表3違反点数
搬入停止処分 期間末日まで	×2 + 10点
1年以内	×1.5 + 10点
1年超2年以内	×1 + 10点
2年超3年以内	×0.5 + 10点

減算要素
減算できる
● 申し出 ⇒ 1/2
● 直ちに再発防止措置 ⇒ 10点限度

11点以上	10点を超える1点につき、 1日の搬入停止
60点以上	税関長が許可の取消しもや むを得ないと判断した場合は 「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

24 具体的な点数の算出例(1号処分-①)

◆ 被許可者、役員及び従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき

処分対象 → 違反(非違)があった蔵置場のみ

事例1)

税関職員が、A保税蔵置場の保税業務検査を実施したところ、外国貨物1件を搬出したにもかかわらず、保税台帳に記載されていない事実を確認した。

なお、外国貨物を搬出した日は、記帳担当者が休暇を取っていたことから、貨物管理責任者が代わりに記帳を行っていたものであるが、業務が多忙なため記帳を失念したものである。

また、当該保税蔵置場については、2年前にも非違(外国貨物の未記帳)があったが、搬入停止の処分には至っていなかったものである。

(貨物管理責任者は、日頃から保税台帳の記帳については、担当者にまかせっきりであり、台帳確認等を怠っていた。)

- 基礎点数 : 2点(別表1の2②)
- 加算点数 : 10点(別表2加算点数表①)
- 加算点数 : 7点(別表2加算点数表③)
- 合計点数 : 19点

過去にも同様の非違が行われていたことから、減算は行われなかった。



■ 貨物管理責任者が関与しているため、10点の加算点数及び2年前にも同様の非違があったため、7点の加算点数が付されたため、合計点数が19点となり、10点を超える点数1点につき1日の外国貨物等の搬入停止となることから、「9日間の搬入停止処分」となります。

【ポイント】

- 保税蔵置場の台帳記帳は、外国貨物の搬入及び搬出の事実を確認後、直ちに記帳することが基本です。

25 具体的な点数の算出例(1号処分-②)

事例2)

A社の保税工場で生産された保税作業製品及び輸出予定貨物について、A社併設保税蔵置場にそれぞれ、搬入したものであるが、輸出予定貨物については、輸出準備のため、 SHIPPINGマークの貼付作業を実施した。

当該貼付作業の際、現場作業担当者が、貨物に貼付されている輸出用ラベルとSHIPPINGマークの対査確認を十分に行わなかったことから、1パレットについて、外装が類似する保税作業製品に誤ってSHIPPINGマークを貼付したが、当該貨物の荷揃え及び搬出の際にも対査確認を十分に行わなかったことから、積戻し許可未済貨物が搬出され、輸出許可済貨物が積み残された事実を確認し、税関に申し出たものである。

なお、当該併設保税蔵置場については、3年前にも保税製品の無承認保税運送の非違が行われていたものである。(現場作業員が、貨物の対査確認を十分に行わなかったことが原因。)



- 基礎点数 : 2点(別表1の2②)
- 加算点数 : 5点(別表2加算点数表③)
- 減算点数 : 4点(申出:1/2減算)
- 合計点数 : 3点

- 合計点数が10点以下であるので、実質処分はありませんが、今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。

貨物の搬出入時には、貨物の対査・確認不足が、非違に繋がりますので、ご注意願います。



【ポイント】

- 輸出貨物については、同一貨物及び類似貨物も多いことから、蔵置貨物へのさし札の貼付け及び搬出入貨物の対査・確認が重要となります。

26 具体的な点数の算出例(2号処分-③)

事例3)

A社は、運送、通関業及び倉庫業を営んでおり、通関業の免許及び保税蔵置場を保有している。

同社の通関担当者は、他法令の確認が必要な輸入貨物について、関係書類が入手できなかったことから、輸入者と共謀し、貨物の品名を偽り、虚偽の輸入申告を行った上、輸入の許可を受け国内に引き取ったものである。

当該事案については、同社に対し、関係省庁からの調査依頼に基づき判明したものであり、同社の内部調査による判明事実について、管轄税関へ報告されたものであり、管轄税関から関税法違反(関税法第111条第1項第2号(虚偽申告))嫌疑事件として、同社に通告処分が行われこれを履行したものである。

なお、処分については、実質行為者が、保税業務に携わらない通関担当者であったことから、法第48条第1項の処分とはならなかったが、法人である被許可者が、法第117条の両罰規定に基づき通告処分を受けたことから、罰条である法第111条第1項に基づく2号処分が、保有する全ての保税蔵置場に科されたものである。

- 処分点数 : 110点(別表3:法第43条第2号)
- 減算点数 : 55点(申出:1/2減算)
- 減算点数 : 10点(再発防止策)
- 合計点数 : 45点

第2号処分に該当することとなった場合、被許可者が保有する保税蔵置場の全てが、処分対象となりますのでご注意ください。



■被許可者が、両罰規定に基づき、罰条法第111条第1項による通告処分を受けたことから、罰条の点数110点が処分点数となるが、申出による1/2の減算及び再発防止策の10点が減算され、合計点数が45点となり、10点を超える点数1点につき1日の外国貨物等の搬入停止となることから、保有する全ての保税蔵置場が「35日間の搬入停止処分」となります。

【ポイント】

- 関税法第48条の処分については、法人である被許可者が処分された場合、保有する許可保税地域の全てが処分対象となることから、法令等についても日頃から社員教育を行うことが重要となります。

27 具体的な点数の算出例(指定保税地域)①

◆ 指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合

処分対象



違反した貨物管理者が管理している同一指定保税地域のすべて

具体例)

S社は、Y港の指定保税地域である岸壁荷捌地4箇所及び市営上屋3箇所において、外国貨物等の貨物管理を行っており、保税台帳については、貨物の取扱量が多いため、すべての指定保税地域において、NACCS管理資料を電磁的台帳として届出している。

今般、保税担当者が、保税業務検査の事前チェックにおいて、上記7箇所のうち3箇所にて輸出入許可のNACCS管理資料の取得漏れ86件を確認したことから、直ちに管轄税関の保税部門に申し出を行った。

なお、本件発覚の2年前に、同社が管理する市営上屋に対する保税業務検査の結果、見本の一時持出に係る持出日のNACCS登録を失念し、記帳義務違反として指摘を受けていた。

2点×9

- 基礎点数 : 18点(別表1の2②)
- 加算点数 : 10点(別表2加算点数表①)
- 加算点数 : 7点(別表2加算点数表③)
- 減算点数 : 17.5点(申出:1/2減算)
- 合計点数 : 17点

7日間搬入停止！
荷主の貨物が搬入
できない！
どうしよう??



■ 合計点数が10点を超える点数が4点となるため、7日の搬入停止となります。

つづき

28 具体的な点数の算出例(指定保税地域)②

- ◆ 指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

CY、岸壁背後荷捌地、市営上屋等が対象

「本事例では、S社が管理する指定保税地域の7箇所すべてが対象」

となりますので注意願います！！

**最悪、物流が
ストップする！**

29 検討事例

H社は門司税関F支署管内に5箇所(A、B、C、D、E)の保税蔵置場を有しているが、同支署管内のY蔵置場から自社に搬入した外貨「アロマオイル100C/T」について、内容点検を実施したところ原産地表示がないことを確認したため、原産地シールを貼付することとなったが、Y蔵置場内にラベルを貼付する作業スペースがないことから、B蔵置場にて作業を行ってほしい旨の連絡があり、これを了承した。

平成28年12月1日(木)14時頃、Y蔵置場から保税運送にて、当該貨物がB蔵置場に運送されてきたことから、対査確認後、NACCSにて搬入登録を実施したものである。

なお、B蔵置場の貨物管理責任者は、貼付作業に荷主が立ち会うことから、F支署保税部門に作業内容等を同日16時頃に連絡を行った。

翌12月2日(金)10時40分頃に、F支署保税部門職員が、B蔵置場に当該貨物の状況を電話にて確認したところ、既に、9時頃から原産地シール(MADE IN CHINA)の貼付作業を輸入者と一緒に行っている旨の回答を得たことから、直ちに、保税部門職員は、当該作業の立会いを兼ね蔵置貨物の確認を行うため、当該蔵置場に向かった。

同日11時05分頃、B蔵置場に到着し、作業場所に案内してもらったところ、保税蔵置場地域外である同蔵置場倉庫の3階にて、アロマオイル100C/Tのうち20C/T(1パレット)を蔵置し、シールの貼付作業を行っているところを確認したものである。

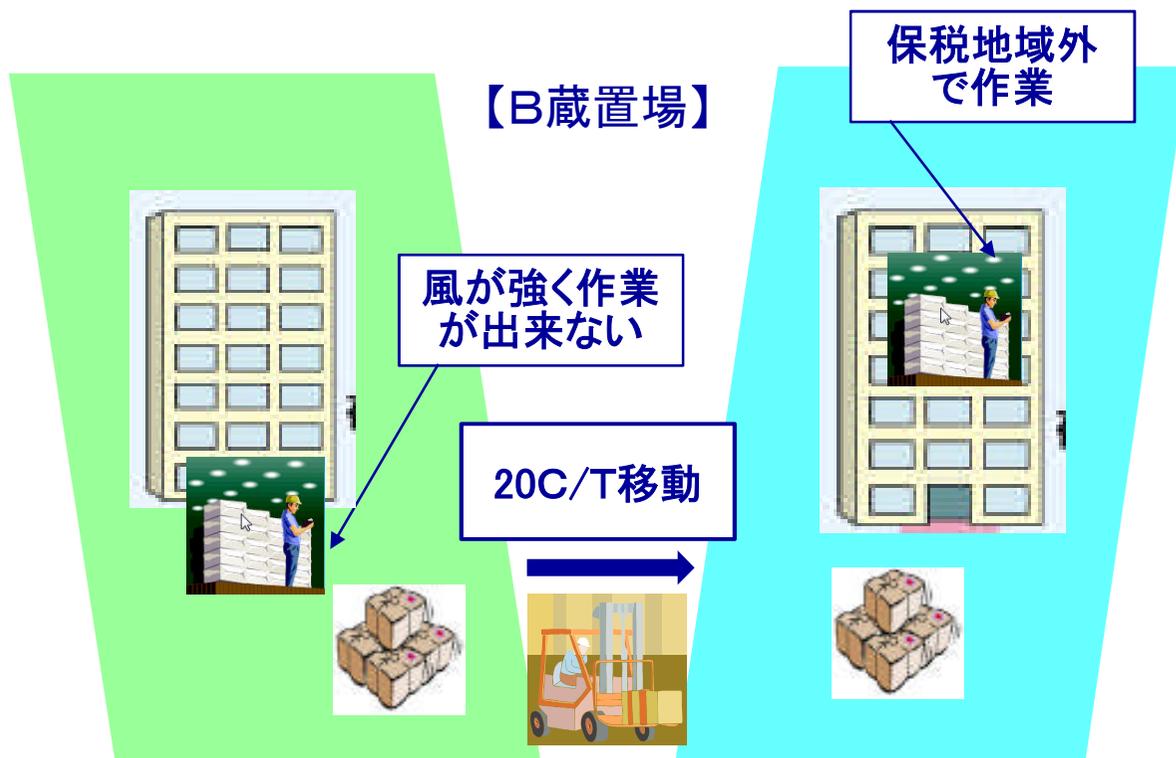
当該事案について、貨物管理責任者に対し聞き取りを行ったところ、同日9時から、荷主2名と同蔵置場が手配した作業員3名(内国貨物作業専担)の計5名で作業を開始したが、同蔵置場許可地域1階部分は、風が強く貼付用のシールが飛散し、寒かったこと。また、作業対象貨物の個数が50,000個と大量であり、長時間の作業になることから、手配した作業員が、いつも作業を行っている風の影響を受けない同倉庫3階での作業を提案し、20C/T(1パレット)を保税地域外である倉庫3階部分に移動させた後、作業を行っていたものである。

なお、同日、貨物管理責任者は不在で、1階の保税地域には、保税担当者が居たものの、貨物の蔵置場所を案内したのみで、他のデバン作業に従事していたため、作業員たちが作業途中で3階に移動していたことに気が付かなかったとのことであった。

30 検討事例（概要）

- ① H社は保税蔵置場（5箇所:A、B、C、D、E）を有している。
- ② B蔵置場は平成20年10月に蔵置場（倉庫）の許可を受けており、輸入はペットフード及び食料品等、輸出はプラスチック原料等を取り扱っている。
- ③ B蔵置場が手配している作業員は、専ら国内貨物のラベル貼り及び検品作業がある時のみ依頼している。

▼平成28年12月2日 事案発生



- 11/30 Y蔵置場から作業依頼
- 12/ 1 Y蔵置場からOLTにて搬入搬入
対査確認後、搬入登録を行う
管轄の保税部門に連絡
- 12/ 2 9時頃から原産地シールの貼付作業
を実施
10時40分頃、管轄保税部門から連絡
があり、作業を開始している旨報告
11時05分頃、保税部門職員が作業場
所を確認

保税許可地域外の倉庫3階にて、
外国貨物を蔵置し、貼付作業を行っ
ていることを確認、保税地域外蔵置
として指摘

32 おわりに

● 人は間違いをします。保税業務も例外ではありません。

実際、「非違」のほとんどはヒューマンエラーです。

具体的には、担当者における

▼ 知識不足 ▼ 思込み ▼ 引継不十分 ▼ 連絡ミス・不足

がほとんどです。

つまり、**基本動作の不徹底**が最大の要因です。

- ① 貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の段階において、**適正かつ確実に関与**することが大事です。
- ② **充実した社内研修・教育を継続的**に行うことが有効だと思います。
- ③ **厳正な内部監査の実施**が重要だと思います。
- ④ **社内環境を如何に活性化(上下関係に関わらず、意見を言える)できるかがポイント**と思われます。是非、社内での検討をお願いします。

保税の基本動作

- ▼ 搬出入時の対査確認
- ▼ 蔵置確認(蔵置期間、区分蔵置・さし札)
- ▼ 確実・迅速な記帳(NACCSにおける各業務の登録)

最後になりますが

不明な点があれば、保税地域監督官部門へ
ご遠慮なく、気軽にご相談ください！

◆連絡先：050-3530-8387

ご清聴、ありがとうございました。